2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

**第百四十一条**　仲裁裁判所の設置

1　第百三十九条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a)　同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する問題の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が当該協議を開始しない場合

(b)　同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。仲裁裁判所に対しては、裁定の実施方法についての提案を裁定に添付するよう要請することができる。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　申立ての法的根拠（適当な場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）

3　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する三人の仲裁人により構成する。

4　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

5　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6　いずれかの締約国が4の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、必要な任命については、いずれかの締約国の要請により常設仲裁裁判所の事務総長が当該要請の後三十日以内に行うものによらなければならない。

7　仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

**第百四十二条**　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　同条2の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討する。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　同条2の規定により申立てを行った締約国が要請する場合には、両締約国が第百四十五条との関連において考慮する裁定の実施方法についての提案を裁定に添付する。

(e)　両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるために、必要に応じて両締約国と協議すべきである。

2　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

**第百四十三条**　仲裁裁判手続

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、仲裁裁判手続を日本国又はスイスのいずれにおいて行うかを決定するものとし、また、申立てを行った締約国は、事務局の役務を提供する。仲裁裁判手続、仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。

2　仲裁裁判は、非公開とする。いずれかの締約国が異議を申し立てない限り、口頭陳述は、公開とする。

3　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び8に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

4　3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

5　各締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論のための意見書を提出する機会を有する。仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

6　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

7　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

8　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

9　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

10　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

11　仲裁裁判所の裁定は、公表する。

**第百四十四条**　仲裁裁判手続の停止又は終了

1　両締約国は、裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間はその合意の日の後十二箇月を超えないものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争について検討する根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

**第百四十五条**　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百四十三条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、裁定にその実施方法についての提案が添付される場合には当該提案を考慮に入れて、当該裁定を実施するための方法及び期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された方法又は期間が受け入れられないと認める場合には、その問題についての相互に満足すべき解決を得るため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき解決について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための合理的な方法又は期間について決定する。仲裁裁判所の決定は、その問題が仲裁裁判所に付託された日の後十五日以内に示されるものとする。